ノートルダム清心女子大学外部評価委員会規程

(目 的)

第1条 ノートルダム清心女子大学(以下「本学」という。)は、ノートルダム清心女子大学自己点検・自己評価委員会規程に基づく自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証および評価を行い、 本学の教育研究等の向上に資する提言をおこなう。

(組 織)

- 第3条 委員会は、委員若干名で構成される。
- 2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者の中から学長が選考し、 委嘱する。
- 3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。 (任期)
- 第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第5条 委員会には、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (守秘義務)
- 第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべき とされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、事務部に置き、事務を担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、2018年12月6日から施行する。

附則

この規則は、2021年7月1日から施行する。